

工事完成払代金の債権譲渡に関する取扱いについて

工事を受注した建設事業者の方の円滑な資金調達に資するため、工事完成払代金の債権を金融機関等に譲渡することを承諾する際の取扱いについて定めましたので、お知らせします。

取扱い概要

■ 譲渡を認める債権

- ・ 札幌市水道局が発注する設計金額が 250 万円を超える工事に係る工事請負契約であり、工事の受注者（請負人）が有する完成払代金の支払請求権であること
- ・ 引渡しを終えた工事に係る債権であること

■ 譲渡債権の金額

工事請負代金額から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞の場合における違約金その他請負人に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額

■ 債権譲渡先

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び管理者が認める金融機関等

■ 債権譲渡の承諾を申請する際の手続

- ① 引渡し予定の一月前までに総務課契約係あて事前連絡
- ② 引渡し時に「債権譲渡承諾依頼書」（様式 1）を総務課契約係に提出

■ 適用年月日

平成 28 年 2 月 1 日以後に引渡しを行う工事に係る債権から適用
（適用年月日から一月以内に引渡し予定の工事に係る債権について譲渡承諾を希望する場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。）

【お問い合わせ先】

札幌市水道局総務部総務課 電話 011-211-7011